

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年五月十三日法律第三十六号）（抄）
附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。